

延慶本平家物語における文覚発心説話

—— 地下官人社会における母娘の悲劇 ——

名 波 弘 彰

はじめに

延慶本平家物語の文覚説話群の冒頭に配列される文覚発心説話は、史実にとつてというだけでなく、物語にとつても重要な人物である文覚が、みずからの宗教的人格の形成と試練の道程をたどる契機となった宗教的回心の物語といつてよからう。そのためにこれまででも有力な論考がいくつも公表されている。それらの論考の研究史については、砂川博「延慶本平家物語における伝承とその受容」(一九九〇年十二月)¹が要領よく整理しているので、そちらに譲ることにしよう。ただそのなかに言及されていない論考として小林美和「文覚発心譚再考(上)」(一九九〇年十一月)²が挙げられるが、それについてはのちにふれることにする。

ここではこれまでの論考の研究方法についてだけ指摘しておくとおおよそ次の四点に示られるように思う。
すなわち、

- (1) 物語構想論の視座からするこの説話の位置と意味についての考察
- (2) 説話生成論の視座からする諸本間におけるこの説話をめぐる古態論追究
- (3) 説話生成論の視座からするこの説話の担い手像の考察

(4) 物語文学論の視座からする物語の伝統との関連の考察の四点であろう。ちなみに研究史的整理を譲った砂川論文そのものは、このうちの(3)の研究方法にもとづいていることを付記しておこう。

従来から、この文覚説話群は、次に来る頼朝拳兵説話群をみちびき出す話群であるところから、物語構想論からみて、この両説話群がどのような構想的連関をもつのかに最大の関心が払われてきた。したがって文覚発心説話も、そのような物語構想論の視座から、文覚という宗教者の宗教的回心の説話としてとらえられがちであった。そのために、(1)の論者は、源頼朝の拳兵を教唆し歴史を転換せしめた人物という評価とかかわらせるかたちで、その宗教者としての造型の分析に焦点が向けられてきた。それに対して、(3)の説話生成論の視座からする担い手像の分析は、文覚説話群から頼朝拳兵説話へと続く筋立の展開に『平家物語』の構想のひとつが露出している点に著目しての作業である。その考察は、こうした担い手像をおして『平家物語』の編著者に迫ろうという仮説を前提にしていることはいまでもあるまい。

しかしこの文覚発心説話は、説話群から切り離してみても、説話(物語)としての達成度のきわめて高い一篇の物語とみなしうる。したがって『平家物語』の枠内という限定のなかではあるが、その物語的達成度を測定しようとする研究意欲も、前述の視座からする考察とは別箇にある。確かに、説話の構造からみても文覚発心説話では、語り手は文覚を焦点化しているというよりも、むしろ尼公と鳥羽の女房を焦点化しているし、それにクライマックスにあたる文覚による鳥羽の女房殺害場面では、語り手はその夫の刑部左衛門と部屋をひとつ隔てて空寝入りしている鳥羽の女房に同化して、その視線をとおして殺害現場の状況を物語らせているという特異な語りの構造も興味をひく。このような語りの構造からすれば、文覚は脇役にすぎず、物語内容はあくまでも母娘の葛藤の物語である。

前掲の小林論考はこの語りの構造に著目し、この説話を「物語文学の伝統の上に成り立った物語文学作品」として読もうとする。そこで氏は「母と娘の確執・葛藤」を産み出した「女の母即尼公と婿の刑部左衛門との長年

にわたる確執」をも射程に入れて、その人間模様の織りなす説話内容を「家庭の悲劇」としてとらえようとする。氏の本文の読みは鋭く、それに支えられた論述の運びも説得力に富むものとなっている。ただ本稿が物語文学論の視座からする考察をおこなう以上、この氏の見解については批判を加える必要がある。

氏の論考にも欠点はある。たとえば説話の枠組みを「家庭の悲劇」ととらえたとき、すでに歴史的限定を逸脱したというべきである。「家庭」とは普遍的な血縁集合体、というよりも現代の核家族の生活形態を意味することだからだ。この認識は本文の読みにもつらなつてゆく。そのひとつをあげるならば、関係するいくつかの本文を分析して、そこに「刑部左衛門に対する蔑視」をとらえるのだが、では「蔑視」とはいかなる社会構造を背景にしての用語なのかには言及してゆかない。むしろ氏は、それを「刑部左衛門が一家に没落をもたらしたまがまがしき存在の表象を帯びてくる」というところにむすびつけようとしている。あきらかに「内／外」の対概念をもちいた構造主義的解釈で押さえこもうとしていることがわかるが、はたしてそれによいのだろうか。こうした物語解釈はどうしても歴史を逸脱する形式論に陥ってしまうのではなからうか。

この説話を「平家物語」ととつての固有の作品としてとらえるには、どうしても歴史主義的解釈をあらためてみちびき入れる必要がある。したがって本稿は、この物語（説話）を物語文学論の視座から読むことを試みるものだが、その読みの過程で、歴史社会の制度や社会観念（イデオロギー）、さらには風習、慣習との関連に考慮を払ってゆく。その方法によってこの物語（説話）が院政期から中世初期にかけて、歴史の表層にせり上がったきた地下官人たちがかたちづくった階層社会の哀話としてとらえようと思う。

一、物語の枠組みとしての「故三条ノサヘキノ頭」の家

—— 諸大夫層の家の母と娘の葛藤

この説話（物語）の発端は、娘の父である「サヘキノ頭」が娘に求婚してきた「鳥羽ノ刑部左衛門」に対して

不快の念を抱き、おそらくは家父長権を背景に一旦は男の求婚を拒否したのだろうが、しかしそれにもかかわらず、何者かが男を娘とひき合わせたか、それとも男を手引きしてしまったのだろうか。娘は親の意向に背いて男と結婚してしまったというところにある。その事情を語るのが次の叙述である。

彼ノ人（刑部左衛門の女房——引用者注）ハ故三条ノサヘキノ頭ノ娘、当時ハ鳥羽ノ刑部左衛門ガ女房也。

父ノ朝ニ仕ヘシ間ハ、彼刑部ナムドヲバ、目ザマシクコソ思ハムズレドモ、ナニモノ、シ態ニカ、刑部トツレサセタレドモ、母ノ尼公ノ有モ、未ダヨカラズトコソ申セ。

そうとすれば、この物語の発端にとって問題となるのは、なぜ娘の父は、求婚してきた「鳥羽ノ刑部左衛門」を喜んで婿として迎え入れようとするどころか、かえって「目ザマシク」思ったのか、ということであろう。

父と刑部左衛門の両者の間に、父の不興が根ざした個人的ないさかいかいというものがあつたとすれば、それが語られてしかるべきだろう。しかし、それが語られていない以上、この物語の悲劇の原因は物語の内部ではなく、外部にあつたとみねばなるまい。つまり、その原因が物語の起動力となるならば、物語の常套として、両者の不和、ないしは「サヘキノ頭」の不興の理由は語られる必要があつたはずだ。それゆえ物語がそれを語っていないということは、かれらの個人的な確執・対立が原因であつたというのではなく、物語の内部にはすでに悲劇の原因が前提とされているとみるべきだろう。ただ現在の読者にはそれがわからないだけだということになる。

このような想定が許されるならば、あらためて悲劇の原因を外部に求める必要がある。とすれば、それは「サヘキノ頭」と「鳥羽ノ刑部左衛門」の両者の中世社会における存在形態そのものにあつたとみなさねばなるまい。言い換えれば、かれらの社会内存在を規定している中世的身分の格差が必然的にかれらの間を隔てさせたというところに原因を求めようとするのである。

そのことは娘の父が「彼刑部ナムドヲバ」といつているように、頭在任中はずっと男を見下す姿勢（態度）をとっていたというところがえる。しかしそれにもかかわらず、「鳥羽ノ刑部左衛門」はその身分的格差を

超えて娘に近づいてきたために、娘の父はかれを「目ザマシク」思ったとみねばならない。つまり、娘の父がこれらの結婚に反対したのは、かれらの間に巖然と存在する身分的格差を背景とする「目ザマシ」さによるものであった。それゆえに物語は、かれらがあえて結婚したあとも、「サヘキノ頭」の家（娘が結婚した時には父親は亡くなっていた）が娘の婿がねに対して不興の気持をいだいていた理由をとりたてて語る必要をみとめなかったのだらう。

このように、この物語の悲劇の背景には十一世紀以後の中世的身分の確立と、それにとりまなう家柄の固定化（「資格」といった社会的制度が深い影を落していることが透かしみられる。とりわけこの物語に関係する制度とは、中世政治社会全般に摂関家をはじめとする家産支配構造が浸透するとともに、地下官人（下家司層）社会が拡大し、その人びとの間に諸大夫層・侍層（侍品）・雑色層といった中世的身分の分化と確立が派生したことであった。十一世紀以後、「国政の家政化」が進行するのにもなつて摂関家の權威が上昇した。するとそれまでの諸階層は畿内の領主層（武家）や京近郊の有力農民をも捲きこむかたちで、摂関家をはじめ王臣家に集中し家人化して政所や侍所（武者所）に編入されるに至つた。これが下家司層と呼ばれる人びとである。この下家司をつとめる人びとがのちに社会的に再編され身分的に固定されて諸大夫層・侍層・雑色層として把握されるに至るのである。こうした家産支配構造の整備は、権門勢家の權威の上昇とともに、家司の地位の上昇をもたらし、上層の家司には四、五位の中下級貴族や、あるいは藏人経験者が一般的になつたとされる。そのことは逆に、これまでの七位から六位の下家司層に身分上昇の可能性が生じたことを意味する。

かくてこのような流れに乗ることのできた家柄が諸大夫層として残り、流れに乗ることのできなかつた家柄が侍層として一段見下げられるに至つたと考えられる。同族でも本流は諸大夫層に、支流は侍として身分が分化することもあつたであらう。

と指摘されるように、下家司層の間に諸大夫層（五位クラス）の身分に上昇する者が輩出した。そのために、これらには身分上昇の意欲、あるいは上昇した身分を維持したいという願望が萌すようになっていった。それが地

下官人社会に〈出世〉を人生の最高の価値とする風潮をほびこらせていったと考えられる。

この物語の「サヘキノ頭」というのは、まさにこの下家司層の人物で、主計寮あるいは主税寮の頭（長官）であった佐伯家（氏）の者と考えられる。この佐伯氏については中原俊章の地下官人社会の研究でふれられている。それによると、佐伯氏は十一世紀の頃から撰閥家および親王・女御等の下家司の家柄を確立し、かねて文簿管理の才をもつ人物が輩出したことよって、主計・主税等の特殊な官に任じられることの多い一族であった。久安四年（一一四八）鳥羽院庁官人（蔵人）で主税少允でもあった佐伯貞俊が院庁に提出した申文には貞義―義保―貞仲―貞俊という佐伯氏の系譜が記されているという。

貞義は寛治八年（一一〇九四）頃郁芳門院主典代、そして撰閥家の忠実・師通の下家司で主計允であったことが確認され、さらに忠通の下家司にもなり、嘉承二年（一一〇七）頃には皇后官少属をつとめた。その息義保は康和五年（一一〇三）皇太子（鳥羽）の坊少属で「庁執行」をつとめ、官は主計属であった。またその息貞仲は大治四年（一一二九）若宮年預知事家で官は主税属であったことが確認される。このように、佐伯氏（家）は代々下家司層として活躍していたが、その官が「属」「允」であるところから、やはりせいぜい七位から六位であったとされる。

したがって、この佐伯家から主計寮あるいは主税寮の頭（従五位上相当）が現われたという記録はないようである。その当時、それらの寮の頭には中原、賀茂、安部といった諸家がすでに固定していたようだが、それよりも時代の下るこの物語の頃には家柄の固定化はさらにすすんでいたとみられるので、史実としては佐伯家の主計頭あるいは主税頭はありえなかつたにちがいない。それからすれば、「サヘキノ頭」は物語の創作だが、物語の意図はかれを五位クラスの諸大夫層に属する家柄の人物として設定することにあつたとみられる。それがいかなる意味をもつかは論述の展開からあきらかになるだろう。

この物語では、諸大夫層の家の娘が「鳥羽ノ刑部左衛門」と結婚することに親は不快に思っていたとある。したがって、もしもその反対が中世的身分にかかわるのであれば、いま一方の「刑部左衛門」とはいかなる人物な

のかも考察する必要がある。物語内容と物語の背景となる史実からすると、「鳥羽ノ刑部左衛門」は摂津渡辺の地を本拠とする源姓渡辺氏の渡辺渡の俗称である。源姓渡辺氏は嵯峨源氏流で、この説話の主人公遠藤盛遠の属する遠藤渡辺氏とともに渡辺党という党的武士団を形成していた。源姓渡辺氏は十一世紀頃から源頼光一流(源三位頼政はその五代の孫にあたる)の郎等に入つて中央に進出するようになる。侍層としての地位を獲得し、十二世紀になると、満、昇等は滝口から右馬允・衛門尉等の官に補されていることが確認されるという。以後、源姓渡辺氏にとつて滝口に補されることは侍としての登龍門で、その勞で任官する者が多く、渡辺氏にとつて重要な職であつたとされる。

続群類本『渡辺系図』によれば、渡辺渡は「武者所左衛門尉」を先途とする人物であつた。院宮家の武者所に仕仕する侍で、官は左衛門尉に至つていたことがわかる。「尉」という官は大尉であれば従六位下、少尉であれば正七位上であつた。ただこの左衛門尉という官職は畿内の有力な領主層(武家)としては最高の出世であつた。

『古今著聞集』二九九話に次のような記事がある。

野宮左府おさなくをはしける時、母儀さまをやつして(中略)播磨の相人として名譽のものありけるにゆきて、相をさせられけり、(中略)相人(中略)一上にいたり給べきよしを由けり、母儀あらがひて「これはさほどの位にいたるべき人にあらず、侍ほどのもの、子にて侍也」とのたまひければ、相人申けるは、「まことに侍にてをはしまさば、檢非違使などになり給べきにや(下略)」。

「侍ほど」の者の到達できる先途は檢非違使程度が最高というのが当時の通念であつたようだが、檢非違使は「衛門尉」が兼任するのが慣例となつていた。この記事からも「衛門尉」が畿内の領主層の任官としては最高の出世であつたことがわかるが、小林美和も気づいているように、それは渡辺党の本流の嫡子の先途としての官でもある。それからすると、渡辺渡をモデルとする「鳥羽ノ刑部左衛門」は源姓渡辺氏の本流の人物らしく、また六位、七位クラスの侍層(侍品)の身分の者であつた。

「左衛門尉」という官を帯びた人物として説話にも名高い者に『今昔物語集』第二十三卷第十四話にみえる平

致経という武者がいる。致経は宇治殿（関白頼通）の侍所に仕える侍であったが、説話によれば、その一方で、精銳の従者（家子・郎等）を三十余人もかかえる武家の領袖でもあった。この従者の数で想起されるのが、この物語の主人公遠藤盛遠が女房に向つて「我身イミジカラズト云ドモ、武勇ノ家ニ生テ、弓箭ニタツザワル親者、三百余人アリ」と豪語したことばである。これによつても物語の虚構性が歴然とするのだが、主人公盛遠のライバルとして登場する「鳥羽ノ刑部左衛門」もこの平致経と同列にあつかうことはできないが、物語に登場する武家がほぼ致経クラスをモデルとしていたことは類推してもよからう。

なおかれの俗称の「鳥羽」というのは家地所在地であるが、物語ではかれの寝込みを襲うてはずをととのえて、機をうかがう盛遠は鳥羽の「御所ノ辺ニヤスライテ、彼コ（刑部左衛門の家―引用者注）ヲ伺ウニ」とある。「御所」とは鳥羽離宮（城南離宮）のこと。この離宮は応徳三年（一〇八五）から白河天皇によつて「後院」用に造営されはじめた。

公家近來九条以南鳥羽山莊新建「後院」、凡ト三百余町焉、近習卿相侍臣地下雑人等、各賜「家地」、營「造舎屋」。宛如「遷都」、

という当時の記事から、離宮造営にともなつて近習の「卿相・侍臣・地下雑人等」にも家地が割り当てられたことがわかる。代々にわたつて院官家の武者所に勤める源姓渡辺氏の家地もそのなかにあつたとみてよからう。そうとすれば、その家地は京の家として、渡辺氏本流に由緒ある相伝地として嫡系の者が伝領していただろう。

この物語の「刑部左衛門」の家屋敷はおそらくそれに比定できる。というのは、その家については女房の口をおして「刑部ガネドコロハ、酒宴ノ家ヲ一隔テ、西ニアタリタル屋也」と語らせているように、複数の棟（家）「屋」から成る、かなり宏壯な屋敷地であることが想像されるからだ。ここでなぜかれの家地にまでふみこんで考察を加える必要があるのかといえは、かれがどういうところに住んでいたのかということが、「サヘキノ頭」の娘とかれの結婚形態にとつて問題となるからで、それについてはのちに言及しよう。

ところで、武家としての勢威はともかくとして、中世的身分の確立による侍層としては諸大夫層の官人からも

「一段見下げられ」といった尊卑意識が地下官人社会のなかに派生するようになったことは、すでに引用した中原俊章にも指摘があった。それにともなつて諸大夫層に属する佐伯家の娘が侍層の武家のもとに嫁ぐということになれば、佐伯家の側に大きな抵抗感が生ずるのであることはいうまでもなからう。佐伯家の側には、身分の隔絶がはつきりすればするほど通婚圏が異なるという意識を強めさせたのではなからうか。ただし社会の通念としては通婚圏が異なつていたというわけではない。

たとえば、院政期の久安四年（一一四八）には摂関家の忠通の下家司のなかに「右衛門志佐伯某」の名が見える。代々文簿管理を家職としていた佐伯家からも衛門府に任官する者が現われたのであつて、その背景には佐伯家にもおそらく本流と庶流の分化がおこつていたのだから。とすれば、本流が諸大夫層に上昇しても、庶流は侍層にとどまるといったことがおこつたろうことは一般的にも予想されるはずで、地下官人社会では、中世的身分の確立の一方で、いまだ家の分化による身分流動は続いてきたとみてよからう。そのような社会状況にあつては通婚圏の隔絶という通念は成立するはずもあるまい。

このような地下官人社会の背景があつたからこそ、親の意向に背いてまでも諸大夫層の家柄の娘が「鳥羽ノ刑部左衛門」と結婚することができたのであつた。なぜ娘がかれと結婚したのかといへば、いうまでもないことだろうが、二人が「死バトモニト契深キ刑部ガ事モ悲クテ」とあるように相思相愛だつたからだ。ただそのためにも、物語外の事情を想定する必要がある。そこには侍身分の者の身分を超えた果敢な行動があつたことも確かだろうが、それよりもむしろ、諸大夫層に属している佐伯家の由緒に問題があつたのではなからうか。つまり、かれらの結婚のありよう（娘のほうが身分が高い）からして、おそらく「サヘキノ頭」自身の家がもともとは侍層の家柄であつたとみられる。ただ、「サヘキノ頭」の代になつて、その（文簿の）才覚と、主家に対する長年の格勤の勞によつて、主計頭ないし主税頭に立身出世して諸大夫層に上昇した人物であつたと考えられる。このような人物造型を支えてくれるのが史実にみる院政期の佐伯氏（家）の歴史がすべて「丞」「属」クラスの下家司だつたことで、このことは物語外の実情（情報）として知られていたはずであらう。

このように考えられるとすれば、かれはいわば当代の成り上がり者であった。そのため、かれの娘と刑部左衛門は当初身分の格差を意識することなく、互いに魅かれ合つて近づき結婚したのではなからうか。しかし「サヘキノ頭」からすれば、長年にわたる下家司ゆえの強烈な身分上昇の願望を実現しえたからこそ、自分がそこから抜け出した身分上の出自にたつらなる者としての刑部左衛門に身分上昇の願望をみてとつて、逆に激しく蔑視したのであらう。それが「彼刑部ナムドヲバ、目ザマシクコソ思ハムズレドモ」ということであつた。その思いはみずからが上昇した諸大夫層の身分に固執しようとする姿勢を裏返しにした階級蔑視の憎悪をにじませてまいよう。そうした「サヘキノ頭」の姿勢のなかにみとめられる強烈な身分上昇志向（立身出世の意欲）に、この物語がかかえこむフレームワーク（枠組み）を指摘することができるわけである。

二、諸大夫層の家の娘と「鳥羽ノ刑部左衛門」の結婚

身分上昇を実現した父親としての「サヘキノ頭」は、自分の娘を歴とした諸大夫層の家の子弟と結婚させたかつた。そこに父としての期待があつた。後年尼公が述懐する「父存生ノ間ハ、（娘に）イカナラム高フルマヒヲセサセバヤトコソ営シニ」ということばにその無念さがうかがえる。そこには「サヘキノ頭」が娘に託した願いが見事に映し出されている。「高フルマヒ」というのは、諸大夫層の家の娘としてできうる最高のふるまいの意で、その最高のふるまいとは、具体的にいえば、娘の結婚については、たとえその結婚相手（同じ諸大夫層の家の者）にどのような権勢と富があろうとも、娘がその人物との結婚を望むならば、それにふさわしい贅を尽しても、ぜひとも叶えさせてあげようということだらう。

だからこそ「鳥羽ノ刑部左衛門」が娘に近づいてきたとき、そんなかれの行動を父親（それに尼公もそうだったらう）は身分違いのこととして不快に思ったのだつた。延慶本平家物語には、このように立身出世に苦勞した侍層の父親が息子の身分違いの結婚にとまどう説話がいまひとつある。それが時頼入道道念由来事（五末—十三）

に収められる、いわゆる横笛説話である。斉藤滝口時頼が、おそらく中世的身分においては雑色層に属すると思われる雑仕女の横笛と恋に陥ったとき、父親が息子をいさめる場面に次のようにある。

彼等（盛俊、時頼―引用者注）ガ二親申ケルハ、「我々存命之時、何ナル便不付シテ、宮仕人ニ身ヲ成シテ有二、無甲斐振舞スル」ト云ケレバ……。

このことばには、侍身分の者が権門勢家の侍所に、伝手もないままに奉公し立身出世を遂げるために、どれほどの苦勞をしたか、そして立身出世した地位（官位）を守るためには息子がどのような結婚をしなければならぬか、といったことが時頼に訴えられている。娘と息子の違いはあるが、そこに共通するものは侍身分の者が立身出世した地位を守ろうとする強烈な意志である。

「サヘキノ頭」は佐伯家を諸大夫層の家柄として定着させるために、娘には同じ諸大夫層の家の子弟との結婚を強く望んだのだった。しかしその「サヘキノ頭」が亡くなった。それでも亡夫の遺志は、未亡人（後家）となった尼公に継承されることになった。そのことは尼公の次のような述懐にうかがえる。

彼父ウセテ後、思ノ外ニ（娘は）鳥羽ノ刑部左衛門トカヤ申者、相ツレテ候ヘバ、是ニ付テモ亡父ノ事ノミ思ワレテ、万ヅ目ザマシケレバ……。

このことばには、亡父から託された諸大夫層の家格の維持と継承にかける尼公の使命が感じられる。「亡父ノ事ノミ思ワレテ」という恨みがましいことばには、亡夫の無念を共有し、かつ継承しようとする強固な意志がみとれる。いまや尼公は亡夫の跡を継ぐ者としてみるとみてよからう。それはたとえば「左衛門トカヤ申者」という言説にもにじみ出ている。「トカヤ申」という「トカ」には話し手がその対象と空間的にも心理的にも一定の隔たりがある場合に用いられ、その意識はさらに「ヤ」によって強められる。したがって「トカヤ申」というもの言いには、心理的に距離を置くことで突き放したさげすみのニュアンスがこもっている。母の尼公からしても、刑部左衛門は身分上からも見下さねばならない、とるに足らぬ他人でしかなかった。

そんな男が娘と連れ添うようになった（「相ツレテ候ヘバ」）。しかも、

・此女子ヲモ一所ニヲキ、ツレぐナラム時ハ、ミバヤミヘバヤトコソ思ヘドモ、彼（女が夫の家に迎えられ
る結婚——引用者注）モ世間ノ習ニテ、今ハ有ツキタル分ナレバ、不足ナシ。

・故殿（亡き夫の「サヘキノ頭」——引用者注）ニヲクレテ後、サル女房ハ鳥羽ニコソ常ハオワスレ。コレニ
テイカニト、ヲキテ給事モナシ。

とあるように、結婚当初から娘は鳥羽にある夫の家（源姓渡辺氏の京の邸宅）に迎えられて同居している。母の
尼公にも、当代の地下官人社会にあつては、妻問婚・婿取婚から嫁取婚へと結婚形態が大きく移行していたこと
に納得しようとする気持はあつた。そのことは「彼モ世間ノ習ニテ」ということばでわかる。その家が諸大夫層
に上昇しているとはいへ、尼公は地下官人社会、とくに侍層（武家）の結婚慣習がすでに嫁取婚になつてい
るとをまのあたりにしていたにちがいない。

ただそれでも、尼公は娘が一人娘であるところから、「此女子ヲモ一所ニヲキ」と述懐するように、公家貴族
の家のように、娘を家に置いて男（夫）を通わせる妻問婚・婿取婚の結婚形態をとることを望んでいた。このよ
うな尼公のことばからうかがえるように、説話の当時、過渡期にあつた公家貴族と武家（侍層）の間の結婚観の
差異がこの物語の尼公の願望と現実の隔たりを見事に反映している。脇田晴子の論考からの孫引きで恐縮なの
が、それがどういふものなのかを高群逸枝が適切に指摘している箇所を引用してみよう。

高群逸枝は、妻問婚・婿取婚の母所婚から嫁取婚への移行について、興味ある一挿話を紹介して次のように
説明している。源平争乱後、源頼朝は、関白九条兼実の子息良経と、自分の姪一条能保女との婚姻の仲介を
行なつたが、少し遠慮して、婚姻形式は嫁取婚にしようとして提案して、九条兼実を怒らせ一蹴された（『玉葉』
建久二年六月二日条）。それは武家では女の方が身分が低いときには、嫁取婚を行ない、女の方が高いとき
には妻問婚・婿取婚を行なうという習慣になつていた。これに対して、公家貴族ではいまだ妻問婚・婿取婚
を正式のこととする習慣が根強く残つていたからである。¹²

地下官人社会は、畿内武士や地方武士が権門勢家の侍所・武者所に奉公して家人となり、その労によつて仕官

の目的を達するために、上京するとそのまま入りこんでくる社会でもあった。そのために、こうした移行期における新旧の結婚形態が混在していた。そこに中世的身分がからまって、結婚をめぐるトラブルの発生することが多かつたと思われる。

尼公にとつての願望は諸大夫層の家柄にふさわしい妻問婚・婿取婚であったが、畿内武家(侍層)の間には嫁取婚が慣習化されていた。「鳥羽ノ刑部左衛門」の結婚は、その慣習にしたがつて嫁を自分の家に迎える嫁取婚でおこなわれた。ただ結婚の相手の女性が諸大夫層に出自するところから厄介な慣行がまとわりついてきた。それが高群・脇田の指摘する「武家では女の方が身分の低いときには、嫁取婚を行ない、女の方が高いときには妻問婚・婿取婚を行なうという習慣」であった。この習慣は京に仕官するために集中してくる地方の武家によつて地下官人社会にもたらされたとみてよからう。「女の方が(身分が)高い」にもかかわらず、嫁取りされた尼公からしてみれば、諸大夫層の家の対面を傷つけられたことになる。

したがって、こうした経緯を物語の背景にふまえてみてはじめて、亡夫の遺志を受け継ぐ尼公が親権を無視して結婚した娘の「不孝」をとがめて勘当し、親子の縁を切る(義絶する)のも(「万ツ目ザマシケレバ、ツヤ／＼カヨワサデ罷過シ」)、ある意味で納得のゆくことであろう。「目ザマシケレバ」という刑部左衛門に対する不快の表明はまさに亡夫の遺志と重なっているのである。

飯沼賢治は、中世前期の「妻の役割として家財管理があった」という前提をふまえた上で、「後家の権限は、この妻の権限の延長上にあることはまちがいないが、さらに、亡夫の家長権を含んで行使されているようである」と指摘する。中世前期の社会では、父母の親権は絶対的なものと考えられ、幕府法においても親の「悔い返し」権を認め、公家法では讓状では「後状」の讓状をもって有効とした。母に「孝養」を尽さず、その遺命・遺教に背くものは、父親に敵対するのと同様に「母子敵対」¹⁴のものとされたという。このことからみても、父が死亡したのちは、後家としての母が家内を切り回し、遺領の処分¹⁵に深く関与したわけである。

この後家の遺領処分権を背景として尼公は娘を勘当したのであった。娘の不孝による勘当と、刑部左衛門との

結婚のいづれが先であったか、物語からはうかがい知れないが、勘当の有無にかかわらず、娘は渡辺党の武家と結婚したからには実家を出て夫の家に入らねばならなかった。その夫の家は「経営所」¹⁵と呼ばれる新婚の夫婦に用意された新しい家などではなく、すでに言及しておいたように、源姓渡辺氏の京における本宅であったと思われる。まさに嫡系の者に嫁いだといつてよからう。

しかし、娘の行為を許さなかった尼公がとつた勘当の制裁は、(1) 母娘の断絶を具体的なかたちとするために、三条の家への往來の禁止および音信の不通、(2) 娘が当然譲渡されるはずの三条の家屋敷地処分権の剥脱、という二つがこの物語から読みとれる。

三、尼公と鳥羽の女房——母と娘——、そして刑部左衛門との葛藤

前節でみたように、上層の貴族社会にあつては、いまだに妻問婚・婿取婚が正式(強制的慣習)であつたから、母から娘へという母系に伝領されてゆく家に婿が通い、やがてそこに住みつくのがふつうであつた。物語の当時における、この公家貴族の結婚形態は尼公の願望であつたところから、諸大夫層の家柄では固執されたとみてよからう。しかし、この物語では母の尼公が娘を義絶したために、娘は本来であれば、母から譲られるはずであつた三条の家を離れて、鳥羽に家をかまえる夫の刑部左衛門のもとに嫁取られるというかたちとなつた。そのことは、この物語が始発部において地下官人社会におこりがちであつたろう不幸な母娘関係を設定したということの意味するとみてよからう。

このような不幸な関係は、なんといつても後家となつた尼公の心を動揺させてやまなかつた。こうして義絶して別居してみると、かえつて尼公には娘(鳥羽の女房)への思いがつのり、「此女子ヲモ一所ニヲキ、ツレドナラム時ハ、ミバヤミヘバヤトコソ思ヘドモ」というように、あらためて娘と一緒に暮らしたいと願うようになる。そのためにであろうか、亡夫の周忌法養の折の述懐として、

イツゾヤ亡夫が為ニ如形仏事ヲ營シニ（中略）ヤガテ発心修業ヲモシテ、亡夫ガ後生ヲ助ケ、又我臨終ヲモ祈ラバヤトコソ思シカ、ソレモサテヤミヌ。

と語るように、心境に変化をきざした。「ソレモサテヤミヌ」というのは、（法養のお導師さまの教化の詞に有為無常、生者必滅の道理を悟らされるようになって）娘と刑部左衛門のやることなすことが氣にくわなと思つていた氣持もそのまま収まってしまったの意。こうして亡夫の追善法会の機会に出家するとともに、導師となった「東山ノ上人」の説法によつて、これまでの怒りが解けたというかたちをとつて鳥羽の女房の「不孝」を許し、あらためて彼女が三条の家に入入りすることを認めることとなつた。

月日ノカサナルニ随テ、此ノ女子ノ事思出ラレ、又幾程ツレハツマジキ事ヲ思フニモ、ナニノ心モヨワリテ、不孝ユルシテ候ヘバ、此程ハ悦テ通フ也。

親から「不孝」の罪を許されるということは、この当時の女人にとつてきわめて重大なことであったから、尼公の娘にとつても、渡りに船であつたのではなからうか。というのは、当時、「不孝」を宣告されるということはそのまま墮地獄の因とされる破戒に匹敵する罪とされていたからである。「孝」という徳目そのものは『孝経』に説かれる儒教的倫理であつた。ところが、わが国の王朝期になると、『涅槃経』の説法や仏名会の懺悔行をとおして「不孝」を墮地獄の因と信じるようになっていった。それにまた、唐土で制作された「孝」を説く偽経典の影響もあつて、王朝期には儒教と仏教の思想が習合し、現世にあつては「不孝」より大なる罪はなく、もしそれを犯せば、来世において墮地獄をまぬかれえないものだという觀念が広く人びとの心をとらえていったとされる。¹⁶ それでなくとも、罪業深重の者と信じられていた当時の女人にとつては、その上に「不孝」の罪による墮地獄の恐怖が加わるとすれば、さらに一層の脅威をおぼえる觀念になつていたと思われる。それゆえに「東山ノ上人ノ教化ニ、コノホドハ（不孝を）ユリタレドモ」あるいは「不孝ユルシテ候ヘバ」とあるような「不孝」の許しは、鳥羽の女房にとつては願つてもないことであつたろう。

こうして娘の勘当は許したものの、それでも、亡夫の遺志がすでにそのままおのれの意志となつてゐる以上、

地下待にすぎぬ「鳥羽ノ刑部左衛門」の仕打ちに對する不快感は尼公の心から解けそうにない。この娘の夫に對する尼公の心は、逆に彼女の心の動きに敏感になつてゐる當の夫のことばをとおして語られる。形部左衛門が女房に漏らした「尼御前モ我ヲサケシメ給フ掣ナレバ」(傍線、引用者)といふことばがそれである。北原保雄・小川栄一編「延慶本平家物語」(勉誠社 平成二年)では「サケシメ給フ」(蔑ゲ)と読んで蔑視する意と解釈している。ただしこの解釈は、尼公が刑部左衛門に對して、私怨による個人的な蔑視が心のうちにわだかまつてゐるといふ範圍内に限らねばならない。そうではなくて、もしも中世的身分としての侍層に對する蔑視とするならば、同じ渡辺党に属する武者所盛遠に對して尼公が敬語を用いてゐることと矛盾してしまふ。

物語は展開している以上、尼公の心をいつまでも物語始発時の中世的身分への蔑視といふレベルにとどめておくことはできまい。とすれば、この「サケシメ給フ」には別解として「避ケ」と解することもできよう。「尼御前も掣のわたしをお避けになつてゐるので」と解釈すれば、尼公は、女房の「不孝」を許して京三条の自邸に往來することは認めたが、それでもまだ夫の刑部左衛門に對しては、その身分を卑しむ氣持が克服できず、そのためにかれのおこなつた嫁取りという仕打ちに不快感をぬぐい去れずに避けてゐるといふように筋立の展開に沿つて解釈できる。刑部左衛門のほうでも、自分を避けたいといふ尼公の氣持を察して尼公の家には近づこうとしない。刑部左衛門のいぶかりから察せられる尼公の心は、確かに、娘への切ない親心から勘当は許したものの、だからといつて、鳥羽の女房が刑部左衛門とともに亡夫の遺志をふみにじつた行為に對してはいまだわだかまりを抱いてゐる(「底ノ御心ハ打トケ給ワヌ風情也」)。

そのためであろう。刑部左衛門が三条の家に入入りすることは、いまでもそれとなく避けるように仕向けてゐる。そうすることが、尼公からすれば、娘夫婦に對する屈折した報復であつた。このような娘夫婦に對する蔑視と忌避、さらにはわだかまりが底流となつて、尼公と娘の間には表面的にはいちおう和解がなつたかのごとくみえても、その底にはきびしい葛藤が沈潜することになる。

その葛藤は刑部左衛門の心にも暗い影を投げかける。すなわち、かれは、なにか事があれば、尼公は自分たち夫

婦の仲を裂こうとするのではないかという疑念を抱かざるをえないでいる。それが「尼御前ハ我ヲバサケシメ給フ掣ナレバ、有ハテム事モカタシ」と妻にふと漏らすように、自分たち夫婦の将来に暗い予感を抱かせてもいる。それゆえにと思われるのだが、刑部左衛門は夫婦の仲を守ろうとして、鳥羽の女房に対して、妻としての貞節に少しの疑念も自分に抱かせることのないように身を慎しむことを要求する。それはたとえば、女房が鳥羽の家を離れて外出するようなとき、とりわけ、遠藤渡辺家の盛遠が仕えるようになった京の三条の母の家へ行くときなどには、妻（女房）に向かって「三条ニハ客人オワスルナリ。カロガロシクカヨフベカラス」というようなかたちで伝えられる。こうして刑部左衛門と鳥羽の女房の夫婦関係にも、女房の貞節にかかわって緊張が強いられることになっていった。

武家の結婚生活において、一方的に妻（女房）に対して「貞節」が求められるようになった背景には、在地豪族としての武家の内部における総領家督制の成立過程が指摘できる。武家における家族集団にあつては、武力としての集団の秩序化に対応するところの家族形態の再編がすすんでいた。それはまず（一）総領家督制の成立とともに、総領家（本家）による庶子家（分家）の統属化が強力にすすめられた、いわゆる同族結合である。すなわち、総領家の勢力維持のために、嫡男以外の子弟（庶子）といえども、自己の家を守ることをとおして本家（宗家）を支える結合形態に編制されてゆくことであつた。それにともなつて、結婚して分家する子弟の庶子家にも総領制的規制が及び、本家たる総領のもとに一族として団結することが要求された。そのために（二）結婚による家の祭祀の維持と家族構成員の拡大を目的として、総領と家父長権の絶対的介入による嫁取婚が積極的に起こされた。¹⁷

高群逸枝が関東の武家において嫁取婚が一般化し普及していったと指摘する¹⁸のも、このような武力集団としての武家の家族形態の再編と深くかかわっているとみてよからう。とりわけ、家父長制と嫁取婚のむすびつきは、〈産む性〉としての女人の性を家に緊縛する制度の成立であつた。武家におけるこの嫁取婚の制度の成立にともなつて、儒教の女人教誡の徳目であつた「貞節」がはじめてわが国において〈生きた〉徳目となつたとされる。¹⁹

すなわち、嫁取婚にともなつて妻に要求された「貞節」というのは、一単位の夫婦として家の祭祀を（とりわけ妻が家刀自として）受け継ぎ、現実の家を維持運営し、かつ本家・分家をふくむ同族結合の繁栄につながる子孫を育成し、家を次の世代に引き渡してゆくという責務に要求された徳目であった。

その通俗化された教誡となるのが「貞婦は二夫に見えず」ということばであった。小宰相説話で著名なこの教誡はいうまでもなく夫以外の男性を拒絶して貞節を守ることを意味していた。その目的は家を守護し維持するための要件たる純粹な血筋による祖先祭祀の継承にあつた。そのためには不純な血筋は排除されねばならなかつた。この物語においても、夫以外の男性である盛遠と（見え）ることを頑なにこばむ女房は「（今ハ世ノ末トナリテ）二心アル女ニスギタル難ハナシ」と母の尼公に訴えるが、そこには武家の夫、刑部左衛門の要求する「貞節」を自覚的に受けとめ、貞節を（生きる）武家の女房の必死の姿がうかがえよう。

四、上西門院武者所・遠藤盛遠の登場

諸大夫層としての家柄維持の意志と孝養をめぐる尼公と女房、そして刑部左衛門・葛藤をはらんだかれらの関係のなかに、上西門院武者所であつた遠藤盛遠が新たな葛藤の火種をかかえて入りこんでくる。文覚発心説話の発端は実は、このような波乱を予想させる人間模様が前提となつて始まることになる。

遠藤盛遠が尼公と娘夫婦の葛藤をはらんだ関係のなかに入りこんでくるきっかけとなつたのは、摂津の渡辺橋の竣工（掛替工事であろう）を祝う橋供養のおこなわれた日、供養法会の奉行をつとめていた盛遠が法会に結縁するために、淀川を下つてやつて来た鳥羽の女房の美貌を見そめたことであつた。そして一目見るなり彼女に恋情をいだくようになった盛遠だが、その恋情の一端に

其時盛遠思様、サスガ刑部左衛門ガ是程ノ女具足セルコソ、心ニクケレ。

と思つたとあるのは見のがせない。彼女への恋情をいやが上にもつらせたのは、その女を女房（妻）にしている

のが自分の属する同じ渡辺党で、しかも官位もほぼ匹敵する侍身分の「鳥羽ノ刑部左衛門」だと知ったからだ。当時盛遠も侍品の六位の官人であった。そのことは、のちにかれが刑部左衛門を殺害するために鳥羽に向いた際に着こんだ「ロウサフノ小袖」がかれの位階をあらわす視覚表象となっていることよつてわかる。こうして同じ武士団（党）の者で、しかも官位もほしい侍層の者への羨望と嫉妬が、まだ見たこともない刑部左衛門への対抗心となつて、盛遠の恋情をいつそうつのらせたわけである。

そこで盛遠は最初、刑部左衛門の従者・家人となつて女房に近づこうと考え、「今ハ彼ノ仁（刑部左衛門——引用者注）ニシタガイテ」と思うのだが、ただそう考えた途端に、かれへの対抗心と、それに代々侍として院宮家（上西門院）の武者所に仕えてきたという由緒をもつ遠藤家の誇りがその考えを押しとどめる。

マテ／＼シバシ、我身ユ、シカラネドモ、上西門院ニ仕へ奉テ年久。其上一門ノ者共ノ目ザマシク思モ理也。この盛遠の心内語からは、のちに見るように、当時遠藤渡辺家と源姓渡辺家の間に党的結合の領袖権（それを象徴する所職が河内の漁民集団たる大江供御人を統轄する渡辺惣官職）をめぐつて、なんらか緊張した状態が潜在していたことがうかがえる。そのような状態にあるとき、遠藤家の者が渡辺家の風下に立つことなど許されぬと盛遠自身も覚悟していた。「一門ノ者共ノ目ザマシク思モ理也」というのはその意味であろう。すなわち、もしも自分が渡辺家の者の従者（家人）となるならば、遠藤家一門の人びとが不快に思うことであろうが、それもつともなことで、ということにならう。盛遠が女房をめぐつて、刑部左衛門に対抗心を燃やしたことにこのような背景があつたとみねばなるまい。

渡辺党は、少しくふれたように、嵯峨源氏と遠藤渡辺氏で形成されているのだが、その間に渡辺惣官職補任をめぐつて確執があつたことはよく知られている。その背景となる両氏の関係については、その系譜に不明な点が多いために両説がおこなわれていて、決着をみていない。まず三浦圭一によれば、一族の間における嫡庶の分流が惣官職をめぐる確執をひきおこしたとされている。

寛元二年（一二四四）段階で二字を名乗る渡辺党一族（遠藤渡辺家——引用者注）が、一字を名乗る一族集

団（源姓渡辺家——同上）以外にあったことは確かであるが、いまだ別系図をつくるまでにはいたっていないか、と考えられる。とすれば、こゝで渡辺氏から遠藤氏が分流し、二つの系図が作成されるにいたった事情として考えられるのは、遠藤家が「遠藤系図」によれば、鎌倉幕府に属しているものが多いのに対し、渡辺家は京方に属していると思われることからして（中略）渡辺党の内部は、鎌倉初期あるいはそれ以前からすでに実質的に二分されており、その全体を統轄する惣官職なる唯一つの所職をめぐって対立があったが、いまだ顕在化しないまま、鎌倉時代を迎え、承久の乱以降に次第に内部分離と再編成がおこなわれる過程で、渡辺党本流に対して、遠藤家が実質的な独立と別の系図を作るにいたったものと思われる。²⁰

これに対して中原俊章の見解は異なっている。氏によれば、源姓渡辺家と遠藤渡辺家は出自を異にする別箇の氏族が地縁と姻籍関係によって党的結合をむすんだが、その内部にはさまざまな分裂の契機をかかえていて、そのひとつとして惣官職補任をめぐる確執があったとみなしている。その見解は「遠藤系図」の分析によくあらわれている。

十一世紀末には遠藤氏一族は渡辺に住し、源姓渡辺氏と姻籍関係を持ちながら勢力を養っていたことが知られよう。以後、侍、北面として活動するが、出自についてはよく分らない。（天永二年宮中で相撲をおこなった「字遠藤、津ノ国渡辺住人」は「引用者注」「藤井ノ為清」と記されているから、本姓は藤井かも知れない。が、「相良系図」では工藤氏を遠藤氏と同族としている。「遠」の字から言っても遠藤氏は遠江国の豪族（在庁官人クラス）の出身であるようである。それが、十一世紀頃何かの縁で中央に出仕し、渡辺に住み侍化したのである。²¹

このような前提の上に立って、前掲三浦圭一の問題にした渡辺党の二つの系図（『渡辺系図』と『遠藤系図』）をとり上げて同じく、渡辺党内部の対立抗争にふれている。

渡辺党が渡辺家と遠藤家に分裂し、全く異質な始祖伝承と系図を持つようになったのは、鎌倉時代であろうと思われるが、その発端は渡辺党の発展期たる平安後期においてみられた。（中略）（『遠藤系図』で寛元二

年九月には生存が確認される遠藤為綱の先代にあたる——引用者注——遠藤為俊は三回にわたって惣官職に改替補任されたと伝えており、当面その競合の相手は渡辺家であつたらうと思われる。渡辺党内部の一字を名乗る一族集団と、二字を名乗る遠藤一族集団の間での対立抗争があり、惣官職補任の権限をにぎる内蔵頭をまさきむことがあつたようである。²²

両研究者の間に認識のズレが多少あつても、惣官職補任をめぐる確執が、渡辺党の内部において源姓渡辺家と遠藤渡辺家の間に反目と対立抗争をもたらしつたという点では両氏の見解は一致している。前掲の盛遠の心内語にはこのような渡辺党内部の確執の歴史が反映されてみるとよからう。

そこで盛遠は考えを変えて、鳥羽の女房の母親である三条の尼公に近づくことにした。おそらくかれは、それまで仕えていた上西門院の御所が三条西殿にあつたことから、三条近辺の家屋敷にはくわしく、尼公の三条の家と尼公本人についてもよく知つていたのではなからうか。物語の設定は地理の案内をもふまえて尼公の家を三条に据えたと思われる。こうして葛藤をはらんだ母と娘夫婦の關係のなかに盛遠は入りこんでゆく。

尼公の住む三条の家に首尾よく入りこんだものの、やがて五位クラスの諸大夫層の家柄とわが身の格差に気づかされた盛遠は、六位の地下侍という身分に卑屈さをおぼえさせられるようになる。前掲の引用文にみえる「我身ユ、シカラネドモ」という思いがそれをうかがわせるのだが、それ以外にもたとえば、

・ウキ身ノ程モ白波ノ、住バ住ル、事ナレド、男トナラバ是程ノ女ニ枕ヲナラベバヤ。

・我身イミジカラズト云ドモ、武勇ノ家ニ生テ、弓箭ニタツサル親者、三百余人アリ。

という「ウキ身」あるいは「イミジカラズ」ということばも、やはり身分に対する卑屈さに起因するものである。

ところが、盛遠が尼公に会つて奉公を申し出た最初の出会いのときから、盛遠に対する尼公の態度は意外なほどに丁重であつた。

(盛遠の)御ケシキヲ見奉ルニ、尼ガハグ、ミ奉ベキ人トモミヘ給ワヌ……、(わたしどものようなつたな

い身分で、しかも落ちぶれた家では、あなたのような方を、何ノ辺ニツクベシトモオボエズ。このようにへりくだつてみせたあとで、尼公は奉公というかたちではなく、親子の縁をむすぶということで、この家に入ってもらいたいと盛遠に申し出る。従者としてではなく、猶子として待遇したいと願ひ出たわけである。

(あなたニ盛遠のような方を) 此朽尼ガ顧ミ奉ラム事コソ、返々ヲカシケレ、……今ヨリ尼ヲ親ト憑給へ。ヲソレナガラ子ト仰奉ラム。

そしてもしも義母・猶子の関係をとりむすんだ上であれば、この三条の家を自分の死後には盛遠に伝領させてもよいとまで口にして(「此家ナムド申モ、尼一期ノ後ハ、アツケ奉ラム、サテモヲワセヨカシ」)、なみなみならぬ好意を寄せるのである。

この尼公の好意の背景にはおそらくいくつかの魂胆があるが、そのひとつに後家への「孝養」という問題がかかっているとみられる。夫亡きあとの後家の遺領処分権を背景とする不孝な子に対する勘当については前述したが、その逆に後家が養子(猶子)を取ることも遺領処分権の権限内のことである以上、許されていたとみてよからう。この問題についても飯沼賢治が保立道久の先行研究をふまえながら、中世前期での養子を取るこの意味について興味深い指摘をしている。

『今昔物語』(二〇—三二)で不孝の子に母親が「わがなんぢを養ひし間、昼夜に休む事なかりき」と語つたように、親とくに母親が子を育てることは、大変なことであつた。中世では養ひ育てることは、親の単なる愛の表現ではなく、子に親への「孝養」を求める根拠であり、子に対する支配権発現の源であつた。養子などでもより幼い時から養育したもののほど実子に近いという意識があり、より強い親子の関係を強調できた。例えば、美濃国大井荘の下司大中臣康則の養子奉則と僧教円が同荘の下司職を争つたさいに、康則については、「襤褸中」「産穢之中」よりすなわち生まれ落ちてすぐに引き取り養つたので、「養育宛実子に異ならず」という主張がみられる(『鎌倉遺文』四一四一号)。「襤褸」すなわちおむつを着けている段階から養うとい

う表現は、しばしば見られる表現で、擬制的親子の強い関係を強調するときに用いられ、(中略)また、「産穢の中より」という表現も平安時代から見られるもので、産穢の過ぎない中から子を取り迎え育てることは、養母が出産の穢を受けることによつて養子との絆を強める慣行だといふ。²³⁾

このような指摘を背景にすると、この物語における遺産相続のひとつのありようが浮かび上がってくる。それは、最後まで財産処分権を握っている後家にとつては、自分に対して「孝養」を尽くす子——それが実子であろうと養子(猶子)であろうとにかかわりなく——に財産を譲渡する権限があつたことである。尼公が盛遠に猶子となることを願つたあと、自分の家地の死後譲渡をも合わせて申し出ているが、この申し出がきっかけとなつて、これまで家柄をめぐる対立してきた尼公と娘の關係に盛遠が介在することになり、そこに新たに「孝養」をめぐるテーマがくつきりと織りなされてゆくことになる。

この過剰なほどの盛遠への尼公の好意は、老いて一人娘に去られた孤独な境遇に盛遠がうまくとり入つたために、尼公がその情にほだされて申し出したことかもしれない。しかしやはり猶子は「孝養」とむすびついていた。すなわち、盛遠は猶子分として尼公の家に入ったあと、尼公に「孝養」を尽くしたことが本文から知られる。

而ニ彼人尼ヲ憑給テ、九夏三伏ノ焰天ニモ、扇ヲ以テ床ヲアフギ、玄冬素雪ノ寒夜モ、衾ヲ懷テ是ヲ暖ム。
加様ニ仕ワレ給テ、志シ不淺。尼ニハ武者所ニスギタル子ナシ。

尼公と盛遠の間の「孝養」をめぐる親密な關係は、確かに養子取りの社会慣習にしたがうものではあつたけれども、たんにそのためだけで、尼公は盛遠を猶子に迎えたとはどうも思えない。そこには当然、諸大夫層の家の継承の問題が深くからまつていたとみてよからう。尼公は若き盛遠をたんなる六位の侍風情の人物とは見ていなかつた。とすれば、あのような尼公の申し出は、かつて亡夫が願つていた諸大夫層の家の子息を婿として迎えようとした願望の屈折した行動ではなからうか。尼公の家にはすでに一人娘がいなくなつた以上、願つてもないこの若者を家に引き留めておくには、こうするよりほかなかつたのであろう。

しかしそれにしても、いまは六位の侍にすぎぬ盛遠を尼公はどうして見込んだのだろうか。その秘密は盛遠が

上西門院の武者所に仕えていた侍であったこととかかわるようである。

五、上西門院武者所と源氏の武家

盛遠自身あるいは尼公が「上西門院ノ武者所」をどのように見ていたのかは、断片的ながら、物語の本文のなかにかがえる。

(1) 我身ユ、シカラネドモ、上西門院ニ侍へ奉テ年久

(2) 此程ノ事(高家の姫君に思いを懸けるようなこと——引用者注)ヲ歎テ、今マデシラセズ煩給ケル事、サバカリノ武者所トモ覚エズ。

(3) 三年ノ間ノ思ニヤセヲトロヘタレドモ、サスガ其ノ久サ、上西門院ニ有シカバ、ナヘヤカナル直垂ノコシツキ、又ヘリヌリノエボシノキワニイタルマデ、ナマメキテゾ見ヘケル。

まず(1)の盛遠のことだが「我身ユ、シカラネドモ」という口ぶりにかえって上西門院に仕えたことを誇りとしていることが読みとれる。そこからは地方の有勢な武家にとつて、中央で仕官し立身出世するためには、いかに権門勢家に奉公することが大事であったかがわかる。地下官人社会にあつては「職や所領の確保という面からも権門に属することは非常に有利であつた」と指摘されている。上西門院は鳥羽天皇皇女、待賢門院所生として後白河天皇の同母妹であつたところから、当時にあつては権勢を誇る院官家であつた。

地方の武家の子弟がしかるべき官位を得るために中央に上つて、権門勢家に仕えることができれば、勞(薦)に見合う御給によつて仕官も早かつたのだらう。それゆえ、地方の有勢な武家や京都在住の侍品の子弟は競つて女院の武者所に奉公したがつたとみてよからう。そのために上西門院の側でも「サバカリノ武者所」(2)と呼ばれるような器量もあり勇猛でほまれ高い若者や、「ナマメキテゾ見ヘケル」(3)といったような優美で洗練された若者を選抜させて奉公させたと考えられる。

このような上西門院の武者所と遠藤渡辺家のかかわりの深さを伝える史料として、次のような『吾妻鏡』文治二年五月三日の記事がある。

抑今日御神拝之間、供奉人等相_レ分于廟庭左右_レ著座。而胤頼相_レ对于父常胤_レ著_レ聊寄座下方云々人不甘心。是依_レ仰如_レ此云々。常胤雖_レ為_レ父六位也。胤頼者雖_レ為_レ子五品也。官位者君之所_レ授也。何不_レ賞哉之由被_レ仰下云々。此胤頼者、平家執_レ天下權之時、雖_レ候_レ京都。更不_レ諛_レ其榮貴。依_レ遠藤左近將監持遠拳_レ仕_レ上西門院。彼御給叙_レ從五位下。又就_レ持遠好_レ、以_レ神護寺文學上人_レ為_レ師禮。文學在_レ伊豆國時令_レ同心、有_レ示_レ申于_レ二品_レ之旨。遂拳_レ義兵_レ給_レ之比、勸_レ常胤_レ最前令_レ參向、兄弟六人之中、殊抽_レ大功_レ者也。

この記事は、かつて治承四年の源頼朝拳兵にかかわつて上総の大豪族（坂東平氏系の大名）であつた千葉介常胤がどうして蜂起に加つたのかを伝える逸話をおもな内容とする。ここでは、以下の論述に便利ないように（A）と（B）の本文の訳を試みておこう。

（A）この千葉胤頼という者、平家が天下の覇権を握つたとき、ちやうど京都に（大番役として）お仕えしていたけれども、（平家がかれを高位高官と広大な所領の給付をもつて臣従することを誘つたが）、胤頼は平家に一向にへつらおうとはしなかつた。（それよりもむしろ）遠藤左近將監持遠の推挙によつて（義朝系の源氏や東国の武家に好意を寄せる）上西門院（の武者所）に侍として奉公した。（そのためにやがて）女院の御給によつて從五位下に叙せられたのである。

（B）さらにはその持遠との好誼により（持遠とは遠藤渡辺家の一族のちなみで親交のあつた）神護寺の文學上人と師壇關係をむすんだ。それゆえに、文學が伊豆國に遠流に処せられたとき、（かつて契りをむすんでいた千葉胤頼と）同心協力をなして、（文學は）二品（源頼朝）にさまざまに「示し申さ」れることがあつた。そのためにとうとう（頼朝は）義兵を挙げて御謀叛を起こされたのだが、そのときにあつて（この千葉胤頼は、父の）常胤に勧めて（頼朝の陣に）まづ先に参上させたのである。

本稿がこの記事で問題としたいのは、その主要な内容となっている千葉介常胤の頼朝拳兵への参加にいたったエピソードではなく、そのエピソードを準備する場となった京都の上西門院の武者所における遠藤家と東国の武家の交流であり、その背景となっている上西門院と遠藤家との主従関係のありようである。いまその関係をめぐって、この記事からうかがえるところを挙げるとすれば、次の事柄にならうか。

(1) かつて文学こと遠藤武者所盛遠は、同じ遠藤渡辺家の一族「遠藤左近将監持遠」とは上西門院の武者所において同僚であったと推測されること。その持遠は(A)の記事において千葉胤頼を女院の御給にあらずからせることができるような役割をもっていたらしいので、武者所の侍たちを統率する地位にいたと思われる。

(2) 東国の武家は、この遠藤家の侍(の長)の推挙によって上西門院に名簿を呈出して奉公することができた。それというのも、上西門院に仕える女房・家司のなかに源為義―義朝系の源氏の縁故者が多かったこと²⁶から、女院自身も為義―義朝系の源氏や、かつてかれらと主従関係をむすんでいた東国の武家に好意をもっていたようである。このような背景があつてであろう、この物語でも、その武者所に奉公したことがある盛遠が平家一門に奉公を求めたところ、六波羅からは「上西門院二召仕テ、年久武者所フルホドノ者ヲ仕ワジ」ト申テ、(平家奉公は)「ユルサレズ」とある。平家一門が義朝系源氏に好意を寄せる上西門院をいかに不快に思っていたかが端なくもうかがえるところであろう。

この二つの事柄から読みとれる上西門院と遠藤渡辺家の主従関係にしほると、次のような事実があつたと想定することができよう。すなわち第一には、渡辺党に属する遠藤家は、長年にわたつて上西門院の武者所に侍として奉公することで深いつながりが生じ、遠藤家の者はそこで労を積み、女院の御給によって任官するということが慣例化していたと考えられること。そしてその長い主従関係から、持遠の例にみるように、遠藤家から武者所の侍たちを統率する地位に就く者が出ることになった。ちなみに、同じ渡辺党に属していた源姓渡辺家は、当時清和源氏嫡流であつた源三位頼政家と主従関係をむすんで、頼政謀叛までは平家一門とも良好の関係を保つてい

た。

さらに第二の事実としては、遠藤家と武者所との関係から、大番役あるいは任官のために上京する東国の武家たち——たとえ坂東平氏流の武家であっても、かつて源義朝と主從関係をむすんでいた源氏恩顧の武家たち——は渡辺家を伝手に頼んで上西門院の武者所に奉公したこと。こうした縁故から、のちに鎌倉幕府が成立すると、「遠藤家が『遠藤系図』によれば、鎌倉幕府方に属しているものが多いのに対し、(源姓)渡辺家は京方に属していると思われる」といわれるような政治的な状況が派生することになったとみてよからう。

このような遠藤渡辺家と上西門院の武者所のむすびつきを背景にしてこの物語を読めば、遠藤家の若者が上京して「上西門院ノ武者所」に侍として奉公することは、いわば任官と立身出世の登龍門であつたらう。おそらくそのためにも上西門院の側でも、その武者所に奉公させる遠藤家の若者には、とくに器量と武勇がすぐれ、しかも容姿の優美な子弟を選んだと思われる。続群類本『遠藤系図』では、遠藤盛遠を為長の子に繋げてはいても、嫡男とはしていないが、この物語の描き方および尼公の接し方からすれば、どうやら嫡男として造型されているらしく、かれは女院側の要求にかなう遠藤家の若者としてその武者所に奉公(初参)するようになったとみてよからう。

しかも、いかにも嫡男にふさわしいように、かれ自身の口から「我身幼少ヨリ上西門院ノ武者所ヘテ候シガ」と語られていることからすれば、労を積むことがそれだけ多く、それにもなつて上西門院の恩顧も篤くなり、その御給にあずかることも早まつて、若くして任官し立身出世する可能性も大いであつたことになる。「侍品の者の受領・檢非違使になる事、先例傍例なきにあらず」といわれているように、侍層の獲得する位は普通六位で官は判官クラスが一般的であつたが、しかし、なかには五位に出世する者もいたし、檢非違使や受領の官を得る者もいたとされている。ただ史実的にみて、侍層が「五位に叙されるのはかなりの年齢になつてからのことであつた」ともいわれていることを付記しておこう。

ただ盛遠は、この物語の始発時において、「思ハザル外ニ彼ノ御所ヲ罷出テ」とあるように、なにか思いがけ

ないことがおこつて上西門院の武者所を辞めて、一時、本拠地の摂津渡辺に戻っていた。「思ハザル」ということが具体的には不明なので、どうとも判断のしようがないが、あるいは一定の任期によつて退いたのかもしれないし、それに初参、二参といった慣行があつたかとも考えられる。その頃に催行された渡辺橋の掛替竣工供養の際に垣間見た鳥羽の女房に惹かれて、女房の母親の尼公に面会したのだが、時に盛遠は十五歳であつた。その歳にすでに武者所の初参を経ているとすれば、遠藤家の嫡男たる盛遠は、周囲の人びとからは前途を囑望される若者と見えたにちがいない。事実、官名は不明であるが、十八歳のとき（女房殺しの事件をおこした年でもある）にはすでに六位に叙せられていたことがこの物語からわかることはすでにふれておいたが、そのことがひとつの傍証となろう。

尼公が初対面の盛遠に向つてただちに猶子にと願ひ、三条の家の伝領を申し出たことは、尼公がかれの素性を聞きその容姿を見て、そのような若者と見定めたことが大いにあづかつていよう。そのことはのちになつて、盛遠が実は、いまでは人妻となつている尼公の娘に恋ひこがれて病いに臥せる身となつたことを知るや、いつつわつて娘を呼び出したときに、のつけから次のように切り出したところである。

実ニ女ノ身トナリテハ、是程ノ面目イカゞ有ベキ。上西門院ノ武者所、此三ヶ年ニ仕レテオワシツルガ、……。

尼公のいう「女」とは地下官人社会に属する若き女人を指す。端的には鳥羽の女房にいま一度わが身の「女」をかえりみさせているといつてよからう。そのような女人にとつて「上西門院ノ武者所」に勤める若者に恋ひ慕われるとは、どんなに「面目」なことであろうかというのである。そのことばに尼公が盛遠をどのような人物とみていたのが十分にうかがえるのではなからうか。

六、物語の悲劇性

1 遠藤盛遠をめぐる尼公と鳥羽の女房の葛藤

盛遠は尼公の家に猶子分として奉公して三年。しかし、中世の女人の習いとして、人妻となれば夫以外の男性には不用意には顔さえ見せてはならないというタブーゆえに、尼公の家をときたま訪れる女房から警戒されて、

(盛遠は) ヒタスラ女ノ事ノミ深ク心ニカ、リテ『サリトモミデハハテジ』ト心深ク思ヘドモ、適キタル時ハ車ニテ、妻戸深ク遺入レバ、行モ返モ忍テ、形ヲダニモミセズ。

というありさま。恋いこがれる女房には〈見える〉こともできず、恋ゆえの病いのために床に臥せる身となる。

盛遠の身を案ずる尼公は、かれが思い悩んでいるらしいその原因を問い糾し、それが先年渡辺橋の橋供養の際に垣間見た尼公の娘の鳥羽の女房をいま一度見たいという思いがつのつてのことだと告白させた。盛遠からすれば、鳥羽の女房を一人の女として恋いこがれているので、その思いを当の本人に打ち明けたいと願って尼公に告白したのだが、尼公のほうでは、それを知ってか知らずか、自分は盛遠をわが子と思ひ定めているので、たとえ娘が他の男の女房になっていようと、盛遠とは兄妹の間柄である以上、〈見える〉ことがあつたところでなんのさしつかえもあるまいと勝手に思いこんでしまう。それどころか、盛遠は「上西門院ノ武者所」だから、娘がそのような人物に〈見える〉ことは、かえって「面目」なことだという理由をも加え、こうして尼公は盛遠に娘と会わせることを約束してしまふ。

盛遠のふさぎ込みの原因をすっかり聞き出したと信じた尼公は、さつそく鳥羽に住む女房のもとに、「違例ノ心地申デキテ」無性にあなたに会いたくなつたという偽りの手紙を遣わし、女房を三条の家に駆けつけさせてしまふ。そこで尼公は女房を部屋に呼び入れるや、盛遠への約束どおり、おもむろにさきほどの論理をもち出して女房に盛遠と〈見える〉ことを強要する。

しかし、盛遠と女房が兄妹の間柄であるというのは尼公のひとりよがりの論理にすぎなかつた。というのは、

女房には、尼公が家に住まわせている盛遠を猶子にしたということなどいままでは知らされていなかったからだ。そのために、女房からすれば、尼公がこうしていつわってまでして自分をここに呼び寄せたのは、自分と刑部左衛門との結婚にかねてから不満であるために、刑部左衛門と離縁させることをもくろんで、盛遠を自分にふさわしい男として（見える）ことを勧めているのではないかと危ぶみ、尼公の申し出をはねつけようとする。

その女房の拒否の言い分は、

女^Aノ習ヒ、一人ヲ憑ム外、他ノ心ヲモテル、今モ昔モ人ノ命ヲ失フワザ也。殊^B更仰ノゴトクハ、兄弟ノ閨ナリ。トニモカフニモ、此事ナラモ承ワラジ。

というものであった。女の言い分には（見える）ことはその相手に心を許すことだという前提がある。それをふまえると、第一の理由（A）は、女の「習ヒ」として、夫一人を頼みにせねばならない。もしも夫以外の男に心を動かすならば、それはいまもむかしも、そのなかの誰かが命を失う破目になるものです、というもの。「昔モ」というのは、たとえば『源氏物語』浮舟巻に

（右近）「右近が姉の、常陸にて人二人見ばべりしを。ほどほどにつけては、ただかくぞかし。これもかれも劣らぬ心ざしにて、思ひまどひてはべりしほどに、女は、今の方にいますこし心寄せまさりてぞはべりける。それに妬みて、つひに今のをば殺してしぞかし。」³⁰

とある例などが挙げられよう。

しかし、「人ノ命ヲ失フワザ也」という言い分は、『源氏物語』にみえるような王朝時代の女人の生きざまを彼女が想い起しているのではない。中世の武家に嫁いだ女人にとつては、「人ノ命」とはまさに自分の命のことであつた。すでに第三節でみたように、女房には、自分に思い定めた夫がいる以上、「貞婦は二夫に見えず」という貞節（操）観念を生きねばならない。それゆえ決して夫以外の男とは（見える）ことがあつてはならないという思いがあつた。それを破つて夫以外の男に（見える）ことがあれば、それだけですでに女房としての貞節が汚されてしまうことになつてしまふと考へられたのであつた。事実、女房がとうとう盛遠と（見え）ざるをえなく

なつて、實際にかれに〈見える〉や、女房は盛遠に心を許し寢床を共にするべきだが、と言い切っている。つまり、〈見え〉たことで自分の貞節がすでに汚されたという倫理感をふまえてそう言い切つたと考えられる。そして鳥羽の女房にとって貞節を汚されることは死を意味していた。

さらに第二の理由（B）として、尼公のおっしゃるとおりであれば、その方とわたくしはことさらに兄妹の間柄ということになります。とすれば、わたくしの貞節をめぐつてその方と夫が争うことになり、なおさら悲惨な結果を招きます、という。なお別に、兄妹の間柄なので結婚できないという解釈もありうるが、物語の筋立からいってとれない。つまり、かりに尼公に一步譲つて、二人が兄妹だという尼公のことばどおりだとしても、そのことはまだ夫には知らせていない以上、夫に隠れるかたちで男と〈見え〉たということが夫に知られたならば、自分の貞節をめぐつて義兄と夫が争うことになる。そうなれば、どちらかが命を失うという。なおさら悲惨な結果を招くことになるにちがいない、というのである。

こうして、女房は尼公の懇願といえども、盛遠とは決して〈見える〉ことは承知できないという。しかし女房の拒否の言い分がこの物語でやがておこる悲劇の伏線となることはいうまでもあるまい。

2 母娘の葛藤における尼公の本心

みずからの貞操観をたてにして、〈見える〉ことを頑なにこばむ鳥羽の女房に向つて尼公は執拗に説得を続ける。尼公はまず「盛遠に」本意ヲ遂ヨト申サバコソ」といったり、「アラヌ振舞ヲモシ給ヘトモ申サバコソ」と繰り返すことで、男として盛遠を会わせて女房の貞節を汚させようとするのではないと強調し女房の警戒心を解こうとする。そうしてその上に、いま自分が生きている間に兄妹として盛遠と親しくなっておけば、自分の死後、自分に代つて義兄として女房の後見になつてくれるだろうともいって会うことを勧める。

それでも首をたてにふろうとしない女房に業を煮やした尼公は、もしこうまでいつても会わないというのであれば、今度こそ本当に親子の縁を切ると、またもや「不孝」による義絶をほのめかして女房を脅す。この尼公の

執拗さは、三年もの間、実の子以上に献身的に「孝養」を尽してくれた盛遠の恩義にもとづくものだと口にすることが、ただそれだけでないことはすでに言及しておいた。尼公の本心は、女房を口説き落したあと、盛遠が女房の部屋に入ってきて来るや、「是ヲ見テ、尼公ハマギレ出給ヒヌ」という行動がおのずと語っている。すなわち、その本心では、女房が一旦盛遠に（見え）れば、もはや心を許したことになる、それで夫の刑部左衛門をあきらめて、やがて心底から盛遠に身も心も許すことになるだろうともくろんだのであった。

女房も尼公の本心はわかつていた。盛遠と（見える）や、女房は尼公の本心を盛遠に語って聞かせるが、そのことばは苦渋に満ちたものであった。

母ノ尼公モ、サシモナキ者ニツレタリトテ、不孝ノ者ニテ候シガ、東山ノ上人ノ教化ニ、コノホドハユリタレドモ、底ノ御心ハ打トケ給ワヌ風情也。此ニ付テモ、一倅ノスマイトナラムハヨク候ナム

わたくし（鳥羽の女房）が尼公やあなたさまと同じ家に住むことができれば、（誰にとつても）都合のよいこととでございましょう、という吐露には、自分（鳥羽の女房）がこの三条の家に戻って来て、あらためて盛遠を婿に迎えることが尼公の願いであることを女房は知っていた。男（夫）が妻方の家に共住する妻間婚・婿取婚こそ諸大夫層の家にとって望ましかった。そうすることで尼公は、諸大夫層としての家柄を自分の死後も維持させようと願ったのである。それが亡夫の遺志を実現させる道であった。尼公の執拗さを支えるものは、亡夫の遺志を体現しようとする意志であった。

尼公の本心がこのように解釈できるとすれば、尼公と鳥羽の女房の葛藤には、この物語を粹どる地下官人の身分上昇志向と中世の女人の貞節観との鋭い対立がうかがえるのであって、その意味で、この葛藤には物語の悲劇性が凝縮されているといつてよからう。

とりわけこの母娘の葛藤の根底にあるものは、なんといつても尼公と女房の間における貞節観のズレであろう。尼公は

我身昔ハ諸宮諸院ヲ経廻シテ、好色遊宴ノ方々、サリトモ多クコソ見知給ラメ。

というように、「サヘキノ頭」に嫁ぐ以前は、親王家や女御家に宮仕えした経験のある女房であつたらしい。その経歴からしても、上層の貴族社会にあつて、「色好み」の貴顕たちと接してきた経験をもっている。したがつて、かれら（色好み）の貴顕たちの恋愛（結婚）は、日常的に目撃されたにちがひなく、そんななかでは（夜離れ）（床離れ）といった恋愛（結婚）の果ての別れは、自身および周囲の女房たちにとつてはありふれた光景であつたらう。結婚がいれば自由恋愛と変らぬものであつた上層の貴族社会で、女盛りを送つてきたであろう尼公にとつては、娘の鳥羽の女房がなぜ一人の男に死を賭してまで操を守らねばならないのかはどうして理解できなかったにちがひない。

それに対して、鳥羽の女房のほうはどうであろうか。彼女はおそらく佐伯家という諸大夫層へと成り上がった家で育てられ、若くして結婚した娘であつたために、上層の貴族社会での女房出仕の経験はもたなかつたみてよからう。したがつて、貴顕の人びとの間に慣行化されていた自由恋愛の風潮に染まることなしに武家出自の侍層の「鳥羽ノ刑部左衛門」と結婚した。武家の同族結合にあつては嫁取婚が慣行化し、それにともなつて女人には厳重な貞節（操）が要求されていたことは本稿の第三節ですでにふれておいた。こうした武家の同族結合のなかで鳥羽の女房も武家の女人にふさわしい貞節観が自然に身についたとみられる。

武家の女人の貞節観がいかに厳しいものであつたかは、盛遠に（見え）たところで彼女が訴えた次のことばからわかる。

今ハ世ノ末トナリテ、二心アル女ニスギタル難ハナシ。サナキタニ、刑部ガメツラシキ人モチ奉テト、朝夕ハ申ス。此事イカゞヲボシメス。イカサマニモ御計ナクテハ、後ヨカルベシトモオボエズ。

思うに、この訴えには中世の女人の貞節観をあらわす「貞婦は二夫に見えず」を破つたことの悔恨がにじみ出ている。女房が盛遠に（見え）るや、そのことですでに「二心アル」と観念したのは、「二夫に見えず」という格言によつて、（見え）るといふことがとりもなおさず貞操を汚すという意味になつていたからだ。中世の女人の貞節観はきわめて肥大化していたといつてよからう。そのために貞操を汚されたと感じたことがこの女房に死

を意識させる。「イカサマニ御計ナクテハ」というのは、すぐそのあとに続く「刑部ヲ急ギ討給へ」というながしであった。そしてそのことはまた、物語の展開があきらかにするように、みずからの死の決意の表明ともなるものであった。武家の女人にとつて、貞節を破れば死をもって償わなければならなかったのである。

ただ不幸なことに、このような母娘の間の貞節観のズレがお互いに理解されていなかった。それゆえに、母娘という世代間における貞節観のズレそのものがかれらを悲劇の結末にみちびいてゆく。

3 鳥羽の女房、盛遠に会う

鳥羽の女房としては、自分を盛遠に会わせようとする尼公の説得がひとりよがりの論理であることはわかってきた。しかし女房にも負目があった。というのは、かつて「不孝」による義絶（勘当）を受けたことがあったからだ。それゆえいま、尼公の説得が一方的な言い分だということばかりながらも、それを受け入れなければ、ふたたび「不孝」の罪を犯すことになる恐れ、女房は盛遠と（見える）ことを承知せざるをえなかった。

こうして女は男と（見える）。ところが（見え）た途端、女房はそれまでの逡巡してきた態度を一変させ、盛遠に向かつて「実ニ志オワセバ」（本当にわたくしに愛情がおりならば）とずばりと切り出す。尼公の魂胆に気づいたとき、女房はその背後にあつて尼公の心を動かしたにちがいない盛遠の自分に対する思い（恋情）を察知したのである。

こうして相手の心を見抜くや、自分が身代わりになる覚悟で盛遠に夫を殺してくれとせがむようにいざなう。女房が盛遠をあざむくことでみずからの死を覚悟したのは、母への「不孝」の負目と、夫への貞節のいたばさみになったからだ。このいたばさみを脱け出すにははや自分が死ぬしか方法がなかった。女房の悲劇は、こうした自分の意志ではどうにもならない女人を呪縛する過酷な観念と強制的慣習によつてもたらされることになる。物語に即するならば、女房は一旦は母の尼公への「不孝」の負目から盛遠に（見え）ざるをえなかったものの、いざ（見え）てしまえば、今度は夫の刑部左衛門に対して不貞をはたらくことになつてしまった。いってみれ

ば、中世に肥大化した貞節観が女房にそう信じこませてしまったといつてよからう。夫に対して不貞をはたらいてしまった以上、もはや死を選ばなければならぬ状況に追いこまれてしまった。こうして物語は悲劇の結末へと突きすすむことになる。

7、むすび

この物語の悲劇性は、母娘の葛藤にみられる孝養と貞節の対立がもたらしたものであった。娘の生きかたを機制する貞節は「貞婦は二夫に見えず」という中世の女人を呪縛した本文（典拠となる漢籍の文句）にあった。しかもその本文は、中世社会にあつては、本文が本来もっている意味を異常に肥大化させていたことはこれまでに述べてきたところである。それがこの女房にみるように、女は結婚した以上はみだりに夫以外の男に顔を見せてはならない、それを破れば操を汚すにひとしい不貞の行為となる、というような過酷な倫理観となつていた。

それに対して、母親が子に要求する孝養は、中世的な家の維持の観念と深くむすびつくものであった。観念そのものは武家の同族結合のかなめとしての総領制の成立にともなうかたちで胚胎し、それが武家の中央進出とともに地下官人社会に浸透し拡大していったと思われる。家の維持の中心に祖先祭祀を据えるのは儒教のイデオロギーだが、それは、武家の同族結合の成長を母胎として、〈生きた〉イデオロギーとして受容された。そうした基盤をもとに中世における広義の「孝養」という観念がはぐくまれていった。このような背景をふまえた尼公の家の観念には、さらに諸大夫層の家柄を守ろうとする中世的身分意識がからみついてきたことも本論でみてきたところである。

いまあらためて、この物語の悲劇性がどこにあるのかを当時の歴史社会と関係づけて考えてみよう。この物語の悲劇の発端が美人の女房をめぐつて、鳥羽の刑部左衛門に対抗心をもって挑んだ盛遠の純愛にあるとすれば、それは中世的身分の成立のなかで、侍層（品）の者たちがあがき求めた立身出世（身分上昇志向）が背景にあつ

たことも忘れてはなるまい。そしてさらにその悲劇性を方向づけて深刻な結果をもたらしたのは、尼公が強烈に抱いてきた家柄の観念であり、さらには貞節をめぐる尼公と女房の間の観念の落差にあったといつてよからう。このことが母娘の相剋を和解しがたくさせたままに悲劇へと突きすすませたのであった。このような物語における悲劇の構造からみて、この物語はまさに院政期から中世初期にかけて、地下官人たちがかたちづくる階層社会に特有な制度と倫理をめぐる展開された哀話であった。

〔注〕

- (1) 砂川博「延慶本平家物語における伝承とその受容」(『北九州大学文学部紀要』43 一九九〇年一二月)
- (2) 小林美和「文覚発心譚考(上)」(『青須我波羅』40 平成二年一月)
- (3) その代表的な見解として赤松俊秀「文覚説話が意味するもの」(『平家物語の研究』法蔵館 昭和五五年) 広瀬和枝「延慶本平家物語における文覚伊豆配流・福原院宣の形成に関する一試論」(『軍記と語り物』一六号 一九八〇年三月) が挙げられる。また武久堅「読み本系諸本(広本)の成長過程(一)」(『平家物語成立過程考』桜楓社 昭和六年) は「侍り」の用例が、文学伊豆配流譚と頼朝拳兵説話に共通して見えることから「東国関係記事の中へ、より大幅に文学譚を編み込んで物語の構成を抜本的に組み変え」という推測をしている。
- (4) 「サテモ此女房、今夜ヲカギリノ事ナレバ、三条ノ尼公ノ我ニ後レテ歎キ給ハム事、又死バトモニト契深キ刑部ガ事モ悲クテ、……酔タル男ヲ懷テ、本鳥ニナス。……向ノ屋ノ中門ノ程、ギイリトナリケルガ、見レバ、腹巻ニツツクケル。其後我カミヲ取上テ、本鳥ニナス。……我ウヘヲ飛越テ、奥ノツボヘソ通りケル。」「穴心憂ヤ、イカニナリヌル事ヤラム。巴ニアヤマタレヌルヤラム。ヲキテモ取ツカバヤ」ト思ヘドモ、暫ク有様ヲ見ルニ、女トヤミナシテケム、……」(『延慶本平家物語(本文篇上)』(勉誠社 平成二年) 四六三頁)。この場面における語り手の視点は「女房」と同化して「女房」の視線をとおして場面を語つてゆく。そのあらわれが、①この場面、「我」(女房)の一人称で語られてゆくこと、②「見レバ」「見ルニ」は「女房」の眼からであること、③盛遠の心中思惟に「ケム」が用いられて女房の「我」の立場から推測されていること、などにみられる。

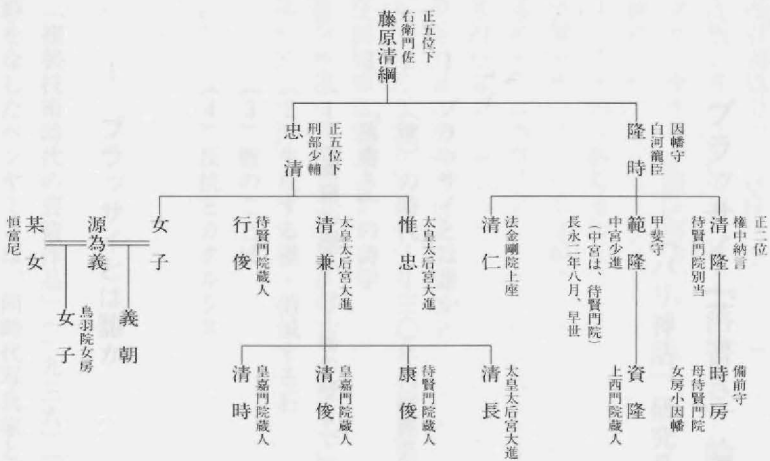
(5) 藤木邦彦「陣定について」(『東京大学教養学部「歴史と文化」』V)

(6) 中原俊章「中世公家と地下官人」(『吉川弘文館 昭和六二年』三七頁)。

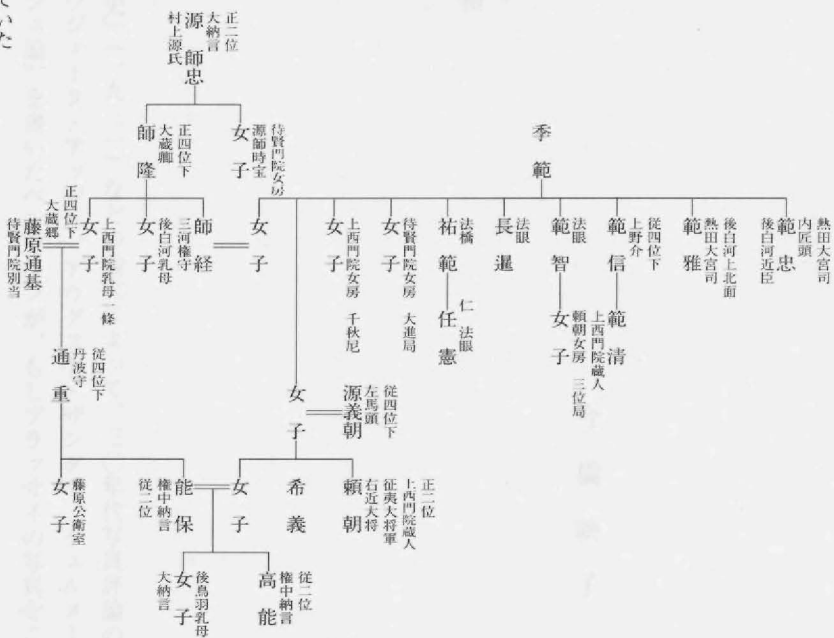
- (7) 注(5) 原著書 五七〜五九頁。
- (8) 注(5) 原著書 三三〜三五頁。なお渡辺党の研究としては西岡虎之助『莊園史の研究(上)』(岩波書店 一九七八年)一八八頁、三浦圭一『中世民衆生活史の研究』(思文閣出版 一九八一年)第一篇第一章、小林美和『中世武勇伝承とその基層——渡辺党家伝——』(『平家物語生成論』三弥井書店 昭和六一年)などが挙げられる。
- (9) 『古今著聞集』卷七街道第九
- (10) 『扶桑略記』応徳三年十二月十日条。なお鳥羽離宮の造宮については注(6) 西岡著書(一七六頁) 参照。
- (11) 『平安遺文』二六五三頁
- (12) 脇田晴子「中世後期、町における『女の一生』」(『日本女性生活史 第2卷中世』東京大学出版会 一九九〇年)
- (13) 飯沼賢治「中世前期の女性の生涯」(『日本女性生活史 第2卷中世』東京大学出版会 一九九〇年)
- (14) 『鎌倉遺文』二二一三六、七号
- (15) 高群逸枝『日本婚姻史』(至文堂 一九七七年) 一六七、八頁、一七五頁。
- (16) 田中徳定「『不孝』とその罪をめぐって」(『駒沢国文32』 平成七年二月)
- (17) 高群逸枝『女性の歴史(1)』(『高群逸枝全集』第四卷 理論社) 三八〇〜三八八頁
- (18) 注(17) 高群著書 三八八頁。
- (19) 勝浦令子「女性と古代信仰」(『日本女性生活史 第一卷 原始・古代』東京大学出版会 一九九〇年)
- (20) 注(8) 三浦著書 六頁。
- (21) 注(6) 原著書 三三〜三六頁。
- (22) 注(6) 原著書 二一頁。
- (23) 注(13) 飯沼論文
- (24) 注(6) 原著書 一六頁。
- (25) 角田文衛「源頼朝の母」(『王朝の明暗』東京堂出版 一九七七年)。注末系図参照(巻末に角田論文に収められる系図を転写した)。なお、義朝の子の頼朝も十二歳の年(保元三年)、統子内親王が皇后の尊号を得た機会に、皇后官権大進に任官しているところから内親王家の武者所に奉公していたと思われる。そして翌年平治元年二月、統子内親王が上西門院の女院号を与えられたとき上西門院藏人となった。
- (26) 注(8) 小林著書 二八二〜三頁。
- (27) 注(8) 小林著書 六頁。
- (28) 岩波日本古典文学大系『平家物語上』巻二 西光被斬

- (31) 注 (15) 高群著書 二三四、五頁。
(30) 新潮日本古典集成『源氏物語(8)』一八〇頁。
(29) 注 (6) 中原著書 二九頁。

(源義朝の母方の親族)



(源義朝の妻方の親族)



・「太皇太后宮」＝白河天皇皇女令子内親王
 ・「待賢門院」＝上西門院統子の母。女院とは長く同居していた
 (「愚管抄」)